



社労士事務所プランツ

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-10-11

芝大門センタービル 10F

TEL 03-6880-9064 FAX 03-6880-9201

キャリアアップ助成金の活用

◆助成金の概要

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者に対して、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等の取り組みを行う企業に対して助成する制度です。

実際に取り組む制度によって 6 つのコースに分かれています。今回のニュースでは 3 つのコースのみ、ご紹介します。

◆正規雇用等転換コース

就業規則等に正規雇用や無期雇用に転換する制度を規定し、契約社員、パート労働者、派遣労働者等を正規雇用または無期雇用に転換（派遣労働者の場合は直接雇用）した場合に助成されます。

助成額は今年度から次の額に増額となりました。

①有期⇒正規：50 万円/人

②有期⇒無期：20 万円/人

③無期⇒正規：30 万円/人 ※中小企業の場合

さらに東京都では、このコースに上乗せして概ね同額の助成金を支給しています。この申請は別途東京都に対して行うこととなりますので、申請漏れがないようご注意ください。

現在、有期雇用労働者を雇用しており、今までも正社員等への転換を行ってきたという会社にお勧めです。なお、常時雇用する従業員が 10 名未満で就業規則の作成義務がない事業所でも、転換制度を規定して周知することで受給は可能です。小規模事業所でも転換制度を導入したいという場合には、ご検討ください。

◆多様な正社員コース

次のいずれかに該当した場合に助成されます。

①勤務地限定正社員または職務限定正社員制度を新たに規定し適用した場合

【助成額】1 事業所あたり 40 万円

②有期契約労働者等を、勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員に転換または直接雇用した場合

【助成額】30 万円/人

③正規雇用労働者を短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れた場合

【助成額】20 万円/人

※助成額はすべて中小企業の場合

現地採用を行っている支社・支店等をもつ会社などでは、勤務地限定正社員の制度導入のニーズがあれば申請を検討されてはいかがでしょうか。

◆短時間労働者の週所定労働時間延長コース

週所定労働時間が 25 時間未満の有期雇用労働者等を社会保険の適用基準を満たす 30 時間以上に延長し、社会保険の被保険者とした場合に助成されます。助成額は 1 人あたり 10 万円です。

キャリアアップ助成金を受給するためには、事前に計画届を作成して届出なければなりません。助成金の申請を検討する段階で、制度導入から助成金申請までのタイムスケジュールをある程度設定しておくスムーズです。

人材採用、教育訓練、労働環境の整備等を行いたいという場合、助成金が利用できる可能性があるため、計画の段階からお気軽にご相談ください。

労務管理 Q&A

<半休(有休)取得時の時間外労働>

Q. 正社員の 1 日の所定労働時間は 9:00～18:00 です。当社では次のような年次有給休暇の半休制度を導入しています。

- ◎ 午後半休を取得した場合の勤務時間
9:00～14:00(休憩 60 分)の 4 時間
- ◎ 午前半休を取得した場合の勤務時間
14:00～18:00(休憩なし)の 4 時間

午後半休を取得した正社員が 15:00 まで勤務しましたが、午後半休の時間と合算すると 9 時間になります。この場合は割増賃金が必要になりますか？

A. 1 時間分の賃金は別途支給する必要がありますが、実際に勤務した時間は 8 時間未満なので、時間単価に割増賃金率を掛ける必要はありません。

< 解 説 >

1 日 8 時間、週 40 時間を超えて労働した場合には、時間外労働の割増賃金の支払義務があります。しかし、ここでいう「1 日 8 時間、週 40 時間」のカウントは現実に労働した時間です。

有給休暇を取得した時間は実際には労働していませんから、実際の勤務時間が 8 時間未満であれば、半日有休の取得時間と合わせて 8 時間を超えたとしても、その超えた時間は割増賃金の対象とはならないわけです。(週 40 時間を超える場合を除く)

ただし、半休の取得時間と実際の労働時間を合算した時間が 1 日の所定労働時間である 8 時間を超えていますから、実際に超えた分を支払わなければなりません。この超えた 1 時間分は割増賃金として割増率を掛ける必要はなく、1 時間分の賃金を別途支給すればよいわけです。

実務的に考えたときには、半休を取ったときには時間内に業務を終わらせるように指導した方がよいかもしれません。



ちょっと相談いいですか？ <雇用保険と社会保険の加入基準>

現在、アルバイトは雇用保険や社会保険に加入していませんが、雇用保険と社会保険の加入基準を教えてください。

【雇用保険の加入基準】

次のいずれにも該当する従業員は、原則として雇用保険に加入しなければなりません。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の者
- ② 31 日以上雇用見込みがある者

ただし、取締役や同居の親族、昼間学生、65 歳以上になってから入社する者、など、原則として雇用保険に加入することができない者もいます。(例外として加入できる場合もあります)

【社会保険の加入基準】

労働時間と労働日数が、それぞれ正社員の 4 分の 3 以上であるときは、原則として被保険者となり、加入手続を行うこととなります。

< 今月の一言コメント >

6 月 4 日の朝日新聞(朝刊)で『マイナンバー、8 割「準備まだ」』という記事がありました。

マイナンバー制度が始まることは知っていても、制度自体をよく知らないという方が多いのだろうと改めて感じました。

内閣官房のマイナンバー制度に関する特設ホームページでは、制度概要をまとめた動画がアップされています。会社では従業員とその家族の番号を収集しなければなりませんから、事前に動画をみてもらうとスムーズに集めることができるかもしれませんね。

～お問い合わせ先～

社労士事務所プランツ

営業時間 9:00～18:00

TEL: 03-6880-9064

担当: 畠山(ハタケヤマ)

E-mail hatake@sr-plants.com